令和３年度　長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

支　援　候　補　者　募　集　要　項

将来の長崎県産業を担うリーダーとなる人材の確保・定着を進めるため、大学などを卒業後、県内企業へ就職した若者に対し、大学等在学中に受給した奨学金の返済を支援します。

目　　次

１．制度の概要、支援内容、対象業種など　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

２．募集対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

３．募集人数、応募期間、応募方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

４．支援候補者の認定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

５．支援候補者の認定取り消し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

＜参考１＞認定を受けた後、実際に支援金を受けるための要件など　・・・・・　6

＜参考２＞産業人材育成奨学金返済アシスト事業　Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・　8

応募・問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

長崎県

１．　制度の概要、支援内容、対象業種など

（１）制度の概要

対象奨学金を受給して大学等(注)を卒業した後、対象業種の県内企業に正規雇用され、一定期間以上県内で就業・居住するなどの要件を満たした者に対し、大学等在学中に受給した奨学金の返済額の１／２（上限１５０万円）を支援します。

（注）大学等＝大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専門学校

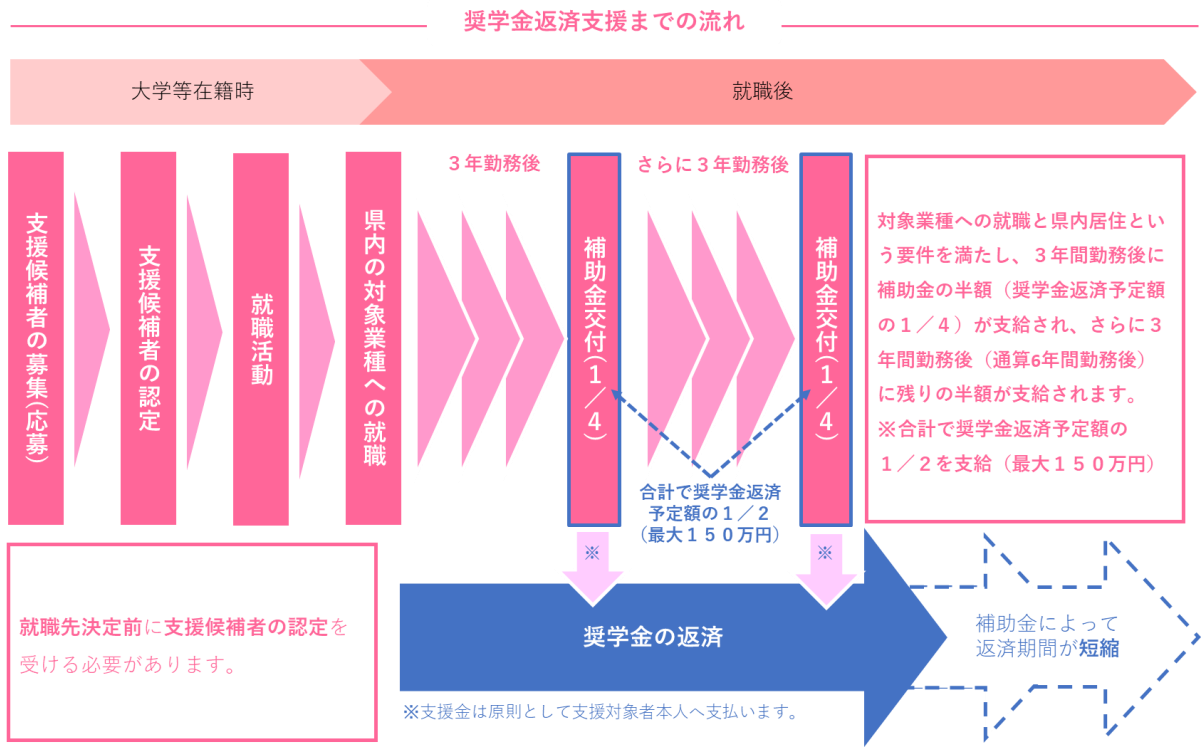

（２）支援金の額

大学等在籍中に受給した対象奨学金返済額（入学時の一時金及び利息を除く。）の１／２以内（上限１５０万円）とします。

（注１）県内の対象業種に就職した後、３年間勤務後に支援金の半額（奨学金返済予定額の１／４）を支給し、さらに３年間勤務後（通算６年間勤務後）に残りの半額を支給します。上記２回の合計で奨学金返済予定額の１／２が支給されます。（最大 150 万円）

（注２）支援金は支援対象者本人に直接支払います。

（注３）高等専門学校については、４学年以降に受給した額が対象です。

（注４）複数種の対象奨学金を受給した場合は総額で計算します。

（３）対象奨学金

① 独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金（入学時の一時金は対象外）
② 公益財団法人長崎県育英会の大学等育英事業による奨学金（入学時奨学金は対象外）
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金

（４）対象業種

支援を受けるための要件の一つとして、大学等を卒業後、以下の対象業種へ就職する必要があります。

＜対象業種一覧表＞

対象業種
① 製造業
② 情報サービス業
③ インターネット付随サービス業
④ 保険業・金融業、BPO 企業（注１）等 ※県と立地協定を締結し、県内に誘致した企業（注２）に限る
⑤ 建設業
⑥ 卸売業・小売業 ※建設材料、鉱物・金属材料、機械器具等、製造業・建設業と密接に関連した企業に限る
⑦ 学術研究、専門・技術サービス業 ※土木建築サービス業、機械設計業、非破壊検査業等、製造業・建設業と密接に関連した企業に限る
⑧ 観光関連産業（宿泊業、旅行業、観光関連団体、観光施設等）

※ 短期大学・専修学校の学生については、 ①～⑤が対象業種となり、別途下記要件を満たす必要があります。
①～④：情報処理技術者試験（注３）（レベル２）合格者が情報処理技術者として就業
⑤：建築技術者、土木技術者等（注４）又は測量技術者として就業

（注１）BPO 企業･･･主に総務、経理、人事・採用、コールセンターなどの業務を企業等から専門的に請け負う企業
（注２）対象となる誘致企業一覧は以下の URL より確認できます。
http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/assist/kouhosya/
（注３）情報処理技術者試験･･･独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験
（注４）土木技術者等･･･建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、造園施工管理等の技術者

２． 募集対象者

次に掲げる（１）～（３）の要件を全て満たす者

（１）次のいずれかに該当する者であること

① 令和４年４月時点で大学等に在籍している者（予定を含む）で、対象奨学金を受給している又は受給を予定している大学生等(注)

（注）大学生等＝大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専門学校のいずれかに通っている者

② 令和４年４月に大学等へ進学（高等専門学校生が第３学年から第４学年に進級する場合等を含む。）予定の高校生等(注)で、対象奨学金の受給を予定している者

（注）下記のいずれかの者

ア）県内高校等の在籍者又は卒業者で、大学等（県外所在のものを含む。以下同じ。）への進学を予定している者

イ）保護者が県内に居住している県外高校等の在籍者又は卒業者で、大学等への進学を予定している者

ウ）令和４年４月に第３学年から第４学年に進級する高等専門学校生

エ）本人又は保護者が県内に居住している「高等学校卒業程度認定試験合格者」で、大学等への進学を予定している者

（２）令和５年３月以降に大学等を卒業後、対象業種（前頁の対象業種一覧表を参照）の県内事業所で正規雇用としての就業及び県内定住を希望する者

（３）支援候補者に認定された場合、次の①及び②に同意する者

① 氏名、連絡先（住所及び電子メールアドレス）、学校に関する情報（学校、学部学科名、卒業予定時期等）を「アシスト企業」へ提供すること

> 「アシスト企業」とは、奨学金返済アシスト事業の趣旨に賛同し、寄付にご協力いただいた企業・団体の内、対象業種に含まれる企業をいいます。

② 県及びアシスト企業から郵便又は電子メール等により就職関連情報、企業情報等を送付、送信すること

３． 募集人数、応募期間、応募方法

（１）募集人数

50 名程度
※募集人数を上回る応募があった場合には所定の審査により認定者を決定

（２）応募期間

令和３年１２月１日（水）～令和４年５月６日（金）　※郵送の場合は締切日までに必着

（３）応募方法

次に掲げる書類を下記の提出先宛に郵送又は持参により提出してください。

① **長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業支援候補者認定申請書【様式 1】**

② **在籍している大学等又は高校等の「学業成績証明書」の原本**

※ 高校 3 年生の者は、高校 1 年生から 3 年生の直近までのもの
※ 大学等 1 年次の者は、卒業した高校等の 1 年生から 3 年生までのもの
※ 大学等 2 年次以上の者は、1 年次から直近の成績までのもの
※ 大学院生の者は、卒業した大学及び大学院修士課程・博士課程の直近までのもの
※ 「高等学校卒業程度認定試験」合格者の場合は、「合格成績証明書」

③ **奨学金の受給額及び受給予定額が分かる書類（奨学金貸与機関が発行するものに限る）**

※ すでに奨学金を受給している者は、「貸与額通知書」又は「奨学生証」の写し
※ 奨学金を受給予定で、すでに受給が決定している者は、「奨学生採用候補者決定通知書」等の写し
※今後奨学金の受給申込をする者は、「支援候補者認定申請書【様式 1】（その 1）」下部添付書類チェック欄の「奨学金に関わる添付書類なし」にチェックしてください。なお、この場合は、奨学金受給決定後に「奨学生採用候補者決定通知書」等の写しを県に提出していただきます。認定後に受給が決定した場合、「奨学金採用報告書【様式 2】」をご提出いただきます。

＜提出先＞
長崎県 産業労働部 若者定着課 産業人材育成奨学金返済アシスト事業 担当者宛
〒850-8570　長崎県長崎市尾上町３-１
電　　話　095-895-2732
電 子 メ ー ル　ashisuto@pref.nagasaki.lg.jp

４． 支援候補者の認定

応募締め切り後、書類審査等により候補者を認定し、**令和４年６月中を目処**に審査結果を文書により通知します。

また、支援候補者として認定された者には、通知文書に個別の認定番号を記載しています。後々の手続きに必要ですので、**通知文書は大切に保管しておいてください。**

５．支援候補者の認定取り消し

次の事由に該当した場合は、支援候補者の認定を取り消すことがあります。

ア 対象奨学金を受給できなかった場合
イ 予定していた進学をしなかった場合
ウ 奨学金返済支援の対象となる大学等を卒業できなかった場合
エ 大学等を卒業後（進学した場合は進学先の大学等を卒業後）最初の４月２日を起算日として３年後までに支援要件を満たすことができなかった場合
オ 離職期間や県外への転勤期間が規定の期間を超えた場合
カ 対象奨学金の返済を延滞し、その期間が１年を超えた場合
キ 対象奨学金の返済が免除された場合
ク 本人から支援を辞退する旨の申出があった場合
ケ 県から連絡する各種の事務手続きを期限までに行わなかった場合
コ 連絡先が不明となった場合

＜参考１＞認定を受けた後、実際に支援金を受けるための要件など

（１）支援を受けるための要件

支援候補者として認定され、次の①及び②の要件をいずれも満たす者

① 大学等を卒業後（進学した場合は進学先の大学等を卒業後）最初の４月２日を起算日として３年以内にア～ウの支援要件を全て満たすこと。

ア）対象業種の県内企業に正規雇用され、県内で就業すること

※ 短期大学又は専修学校（専門課程）の学生が、情報処理・通信技術者として就業する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「情報処理技術者試験」（レベル２以上）に合格している場合に限る

※ 短期大学又は専修学校（専門課程）の学生が、建設業に就業する場合は、建築技術者、土木技術者等又は測量技術者として就業した場合に限る

イ）県内に居住すること

② 上記①の要件を満たした日から 3 年以上又は 6 年以上、県内で就業し、かつ県内での居住を継続すること

＜離職や転勤の場合などの取り扱い＞

一旦支援要件を満たした後、以下のア又はイの期間が生じた場合は、上記②の期間から除外するものとし、アの期間が 1 年を超えた場合又はイの期間が 3 年を超えた場合は認定取り消しとなります。

ア）離職期間、非正規雇用期間及び対象外企業での就業期間（1 年を超えると認定取消）
イ）転勤等による県外居住期間（3 年を超えると認定取消）
※ 県内事業所に在籍したままの県外への長期出張など、合理的な事由による一時的な県外居住は、県内居住の継続とみなします。
※ 期間の計算は、ア又はイに該当することとなった期間ごとに、その期間の初日を起算日として 1 ヶ月単位で行い、1 ヶ月に満たない日単位の端数がある場合、15 日未満は切り捨て、15 日以上は切り上げて計算します。

（２）認定後における各種手続き（県からの事務連絡）

支援候補者として認定を受けられた方には、県から、不定期に提出書類などに関する事務連絡を送付いたしますので、県からの連絡にご留意いただきますようお願いします。
なお、認定を受けた後、支援を受けるまでの大まかな流れは以下のとおりです。

＜認定を受けた後の流れ＞

下記①～⑤のいずれについても、該当時期に県から事務連絡いたします。
以下は一例となりますので、在学状況や就職状況によっては手続き時期の変更、または追加の手続き等を求める場合があります。

①支援候補者認定通知後 ： 関係書類の県への提出（必要に応じ）
②大学在学中 ： 在学状況報告書【様式 3】の県への提出（毎年 4 月）
③就職初年度 ： 就業報告書【様式５】の県への提出（就職後速やかに）
卒業証明書、雇用証明書、住民票などを添付
大学等卒業後、要件を満たせなかった場合は「卒業状況報告書【様式４】」を提出
④就職２年目から７年目 ： 就職状況報告書【様式６】の県への提出（毎年４月）
⑤就職３年経過後(４年目)、就職６年経過後(７年目)： 補助金交付申請書の県への提出

上記のほか、
住所や連絡先等に変更がある場合 ⇒ 変更届【様式７】を提出
支援候補者としての要件を満たす見込みがなくなった場合 ⇒ 支援候補者認定取消事由該当届出書【様式８】を提出

＜参考２＞産業人材育成奨学金返済アシスト事業　Ｑ＆Ａ

【応募（申請）関係】

	Q	A
1	県内の対象業種に就職が決まった大学 4 年生だが、今からでも申請すれば返済支援の対象となるのか。	本制度による支援を受けるためには、就職先決定前に支援候補者として認定を受ける必要があります。そのため、支援候補者の募集開始時に大学等の最終学年にあたる方は対象外となります。
2	支援候補者の認定を受けた後で対象奨学金の申し込みを行う予定だが、本事業の支援候補者であれば、必ず奨学生として採用されるのか。	各奨学金の審査と本事業の審査は別のものであり、本事業の支援候補者としての認定を受けていても、各奨学金の貸与基準を満たしていない場合は、奨学生として採用されない場合があります。
3	支援候補者に認定された場合、就職後の奨学金返済は猶予されるのか。	本事業の支援候補者として認定されたからといって返済猶予にはなりません。約定に従って返済を行ってください。
4	入学時の一時金と奨学金の利息は支援対象となるのか。	入学時の一時金や奨学金の利息、奨学金の返済を延滞した場合の延滞金は支援対象外です。
5	長崎県内で働きたいと考えているが、現時点でははっきりしない。応募できるのか。	応募時点において、長崎県内の対象業種へ就職することを少しでも検討されている方であれば応募可能です。
6	今回、認定されなかったが、次年度以降の募集の際に再度応募することはできるのか。	応募要件に当てはまる場合は、毎年度応募可能です。また、今回の認定結果が次回以降の審査に影響することもありません。
7	現在大学院 1 年生だが、大学時代にも対象奨学金を受給していた。支援を受けられる対象は大学院時代のみか。大学の時からの合計か。	大学等の入学から大学院卒業までに受給した対象奨学金全体が対象となります。
8	本事業と他の奨学金返済支援制度を併用できるのか。	本事業と他の奨学金返済支援制度を併用する場合、本事業による支援額は返済すべき奨学金の総額と他の奨学金返済支援制度による支援額との差額を上限とします。

【支援候補者・支援対象者について】

	Q	A
1	支援候補者に認定されたが、就職活動に制限を受けるのか。	就職活動の制限はありません。県が主催する就職関連イベント等へは積極的な参加をお願いします。
2	支援候補者に認定されたが、卒業後3年間を超えても支援要件を満たす就職をしなかった場合、ペナルティー（罰則）はあるのか。	支援候補者としての認定が取り消され、本制度による支援が受けられなくなりますが、それ以外のペナルティーはありません。未就職の期間が3年間を超えた場合には、「支援候補者認定取消事由該当届出書【様式８】」の提出を行ってください。
3	就職希望先の企業が、本事業の対象企業かどうか確認したい。	企業の実態に応じ個別に判断する必要がありますので、判断に迷う場合はお気軽にお問合せください。
4	大学生のときに支援候補者と認定されていたが、さらに大学院に進学することになった。支援金額の増額は可能か。	その時点における予算の状況等によりますので、個別にご相談ください。
5	自ら起業した（事業主となる）場合は対象となるか。	会社の登記事項証明書、確定申告書の写し、必要に応じて現地調査などにより対象業種での起業等であることが確認できる場合には対象となります。
6	県内の対象業種に就職し、3年間勤務後に1回目の支援を受け、その後都合により退職した。６年間の勤務を満たさないが、１回目の支援金の返還が必要か。	１回目に支援を受けた支援金の返還は求めません。 なお、退職後、離職期間が1年を超えないうちに再就職し、就業・県内居住の通算期間が前職での期間も含めて6年に達すれば、時期は遅れますが2回目の支援も受けることができます。再就職先でも業種や職種、雇用形態（正規雇用）の全てが本事業の対象要件を満たす必要がありますが、退職事由が次の①、②に該当する場合、正規雇用での再就職であれば業種・職種は問いません。 ① 勤務先の倒産等、会社都合による退職 ② 勤務先が県外へ移転（勤務先の県内事業所が閉鎖され県外事業所へ統合された場合等を含む）した場合における、県内に居住し続けるための退職
7	産前産後休暇や育児休業、病気休業等の期間は、支援要件を満たす期間の計算に含まれるのか。	対象業種の県内企業に在籍したままの休暇や休業は、支援要件を満たす就業・期間（支援要件充足期間）として、期間計算に含みます。

応募・問合せ先

長崎県 産業労働部 若者定着課　産業人材育成奨学金返済アシスト事業 担当者まで

〒850-8570　長崎県長崎市尾上町３-１
電　　話　095-895-2732
ファクシミリ　095-895-2582
電 子 メ ー ル　ashisuto@pref.nagasaki.lg.jp